

# 金山町修景形成助成金制度

町民の安全・安心の確保と美しい景観を保持するため、空き家等の除却を行う方に対し、除却費の一部を助成します。

## 1. 対象建築物

下記のタイプごと、1年以上使用されていない空き家（建物・小屋）であり、次の要件をすべて満たす建築物が対象となります。

### ◎不良住宅除去タイプ

- ①町内にある空き家（付属建物を除く）
- ②建築物の所有者または相続権利者が複数人である場合は、当該権利者全員から除却について同意を得られているもの
- ③借地の場合は、土地所有者の同意が得られているもの
- ④所有権以外の権利等が設定されていないもの
- ⑤不良住宅度判定の結果、合計評点が100点以上である建築物

### ◎空き家等除去タイプ

- ①町内にある空き家等（付属建物含む）
- ②上記の不良住宅除去タイプ②③④の要件
- ③不良住宅度判定の結果、合計評点が100点未満である建築物

## 2. 対象者

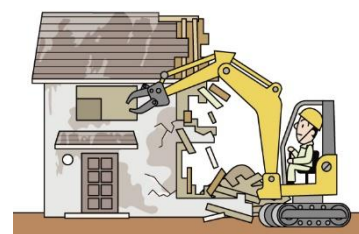
下記の要件をすべて満たす方が対象となります。

- ①空き家等の所有者または相続権利者
- ②所有者または相続権利者から除去の委任を受けた者

## 3. 対象工事

下記の要件をすべて満たす工事が対象となります。

- ①建設業の許可などを受けた町内の事業所等に請け負わせる除却工事
- ②当該年度の1月末日までに工事が完了するもの
- ③助成金の交付決定前に着手した工事でないもの
- ④建築物すべてを除却する工事
- ⑤他の制度等により補助金等の交付を受けない除却工事



## 4. 助成対象経費

助成の対象となる経費（消費税含む）は、次の①又は②いずれかの少ない額となります。

- ①建築物の解体に要する費用見積額の10分の8を乗じて得た額
- ②国土交通省が定める標準建設費（変動有）の除却工事費の10分の8を乗じて得た額

（注）空き家等の建物内及び敷地内の動産の処分費は助成対象外

## 5. 助成金の額

助成額は、「4. 助成対象経費」の額の2分の1以内とし、タイプごとに次の上限額となります。

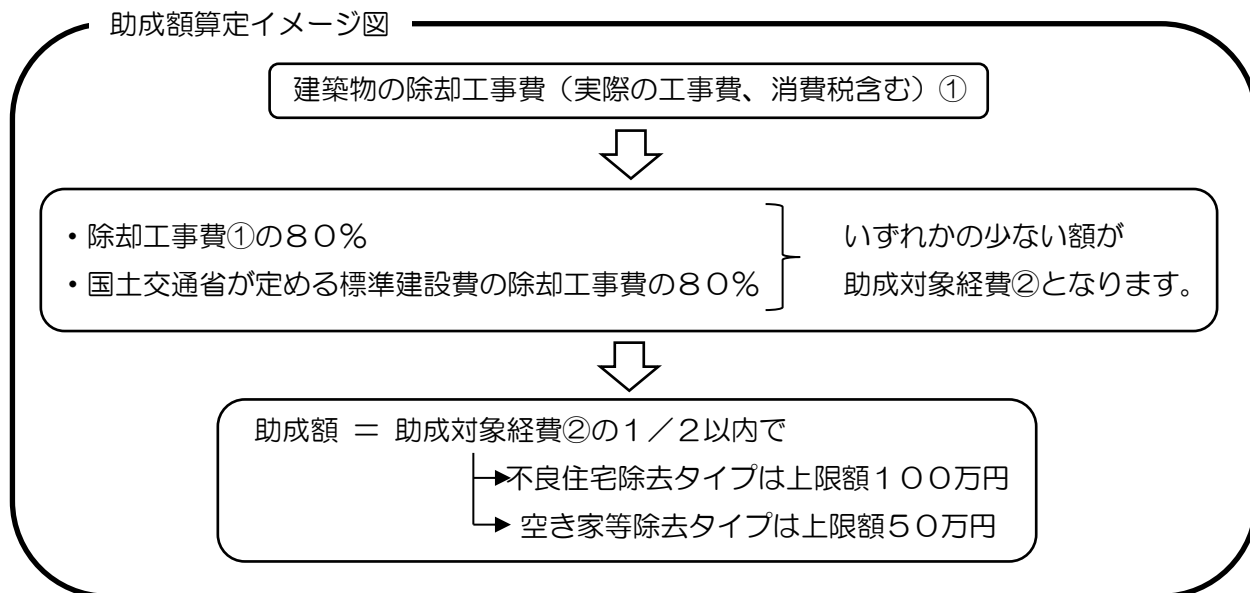
①不良住宅除去タイプ（合計評点 100 点以上） 上限100万円

②空き家等除去タイプ（合計評点 100 点未満） 上限50万円

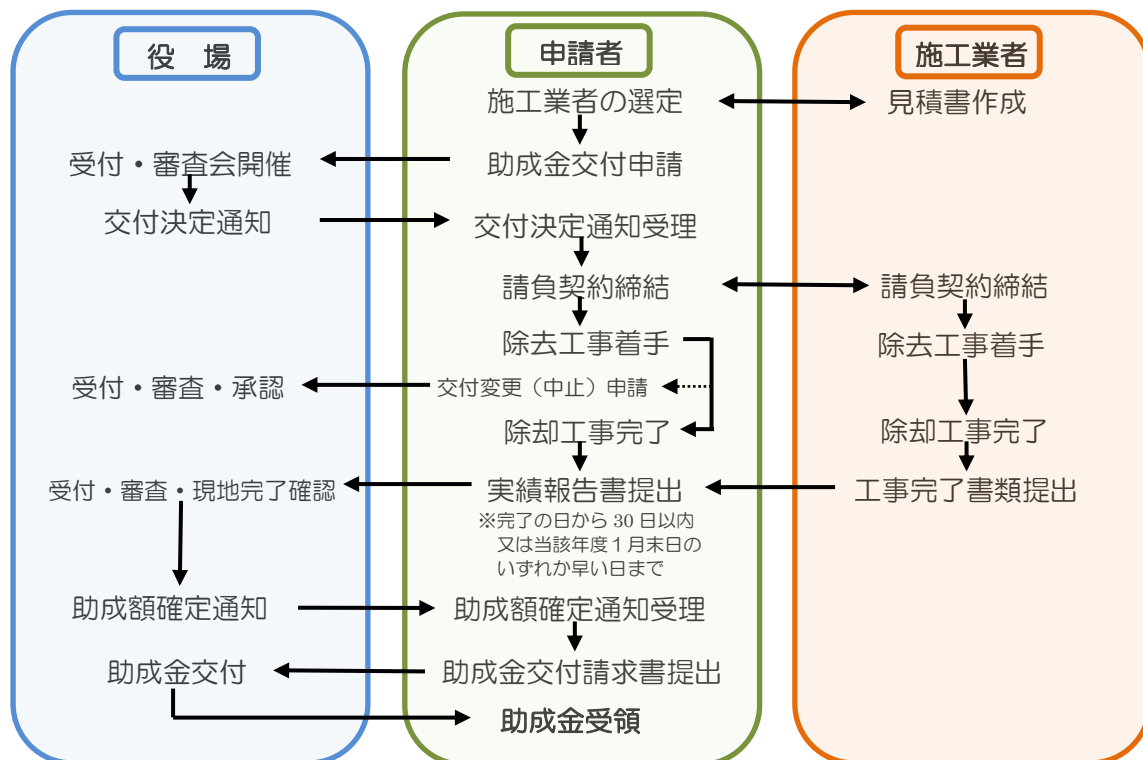
（注 1）1,000円未満の端数は切り捨て

（注 2）助成金の交付は、空き家等の所有者または被相続人1人につき1回を限度とします。

（注 3）予算の範囲内での助成となります。



## 6. 助成金交付までの流れ



## 7. 申請期限

第1回目の申請期限を令和8年4月24日（金）とします。

上記の期限以降で申請を検討される場合は、下記担当までご連絡ください。

お問合せ先：まちづくり課 景観定住係 電話（直通）29-5627